

石川県警察の非常招集に関する訓令

昭和 47 年 5 月 15 日
警察本部訓令 第 23 号

最終改正 平成 16 年 5 月 25 日

石川県警察の非常招集に関する訓令を次のように定める。

石川県警察の非常招集に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、石川県警察に勤務する警察職員(以下「職員」という。)の非常招集、および非常参集の迅速かつ適正を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(発令権者)

第 2 条 非常招集は、警察本部長(以下「本部長」という。)および警察署長(以下「署長」という。)が発令する。

(招集事務責任者)

第 3 条 非常招集に関する事務は、県本部においては警備課長、警察署においては副署長又は次長がこれを行なうものとする。

(招集計画の策定)

第 4 条 招集事務責任者は、職員の招集伝達に関する具体的計画を策定しておかなければならない。

(招集の種別)

第 5 条 非常招集は、全員招集と一部招集とする。

2 全員招集は、招集免除者および残留要員を除き当該部署所属の職員全員とする。

3 一部招集は所属ごとの人員を指定し、あるいは特定の所属等の職員のみについて行なうものとする。

(応招の義務)

第 6 条 職員は、非常招集命令を受けたときは、直ちに所定の服装、携帯品を整え、速やかに指定の場所に応招しなければならない。

2 職員が次の各号に該当する場合は、応招を免除することができる。

(1) 病気のため所属長の承認を得て休暇中の場合

(2) 家族が重病のため他に適当な看護人がない場合で所属長の承認を得た場合

(3) その他特別な事由があつて応招を免除することが適当と所属長が認める場合

3 女子職員は、特に指示されたときのほか、夜間は応招を要しないものとする。

(服装および集合場所)

第 7 条 非常招集に応ずる場合の服装は、特別の指示のない限り制服勤務員は常装、私服勤務員は私服とし、必要により雨具または外とうを着用するほか、夜間は照明具を携行するものとし集合場所は原則としてその所属とする。

(待機命令)

第 8 条 発令権者は、非常招集を必要とする事案が発生するおそれがある場合は、職員に対し状況により自宅待機、または部署待機を命ずることができる。

2 所属長は、待機命令の期間中は、やむを得ない場合を除いて旅行命令、休暇等の承認を行なわないものとし、非常招集に備えるものとする。

(招集命令の伝達)

第 9 条 非常招集命令は、非常招集命令伝達系統表に基づいて迅速確実に行わなければならない。

2 非常招集命令伝達系統表の策定にあたっては、職員の住居実態に応じ電話の利用等迅速、効果的な命令の伝達ができるようにつとめなければならない。

(応招受付)

第 10 条 招集事務責任者は、非常招集が発令されたときは、集合場所に受付を開設し、別記様式の応招者受付簿にその状況を記載しなければならない。

2 前項の事務は、日宿直勤務者等に代行させることができる。

3 応招者は、到着直後受付においてその旨を告げ、服装および携行品等の点検を受けるものとする。

(非常参集)

第 11 条 職員は管内に、あらかじめ所属長が定める重大な事案が発生したことを知ったときは、非常招集をまたずに直ちに事案の現場または所属部署に参集しなければならない。

(細目等の規定)

第 12 条 発令権者は、この訓令に定めるもののほか、非常招集に関し、細目的事項を定めることができる。

(訓練)

第 13 条 発令権者は、招集、動員および出動の迅速を期するため、随時非常招集訓練を行なわなければならない。

2 非常招集訓練を実施したときは、その状況を本部長に報告しなければならない。

3 非常招集訓練を実施する場合の命令、報告、連絡等にはすべて「訓練」の呼称を用い、一般の警察事務に支障のないようにしなければならない。

附 則

この訓令は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

附 則（平成 6 年 2 月 3 日警察本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 6 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 6 月 2 1 日警察本部訓令第 1 7 号）

この訓令は、平成 1 1 年 6 月 2 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 5 月 2 5 日警察本部訓令第 1 0 号）

この訓令は、平成 1 6 年 5 月 2 5 日から施行する。

（別記様式省略）